

浜松市農業委員会公告第4号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、静岡県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和8年4月1日

農業委員会会長 後藤 剛

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
浜松市中央区湖東町6198番	畑	325	賃貸借権	別紙参照					

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めず農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること



2 共通事項（本文は別紙または公社ホームページに掲載のとおり）

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る事項

※ 修繕費又は改良費の内容及び負担者区分等

修繕又は改良の工事名	地権者及び耕作者の費用に関する 支払区分の内容	地権者及び耕作者の支払額について 負担すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る事項

※ 土地改良区の賦課金等の種類及び負担者区分

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
水利費	貸付人(地権者等)の負担	
賦課金	貸付人(地権者等)の負担	

別表3 その他特記事項

備 考

3 個人情報の取扱い

公益社団法人静岡県農業振興公社(以下「公社」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び関係法令に基づき、農用地利用集積等促進計画や公社に提出された書類に記載のある個人情報(氏名、住所、電話番号、代理人の情報等)を以下の利用目的に使用するとともに、市町、農業委員会及び関係機関等へ提供する場合があります。

利用目的

- ア 農用地等の借入れ、貸付を行う農地中間管理事業及びこれらに付随する業務
- イ その他、当公社が法令等により営むことが出来る業務及びこれらに付随する業務
- ウ ア及びイの業務に係わる農用地等の位置及び権利関係の確認、審査に利用するため
- エ ア及びイの業務の管理のため
- オ 本人であることの確認のため
- カ 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での提供のため
- キ 各種証明書、領収書、借賃の口座振替等の御案内や各種情報の提供のため
- ク 農業振興関連事業等に係る交付金及び補助金の交付に利用するため

## 2 共通事項 本文

- ・この農用地利用集積等促進計画において農地中間管理機構（以下「機構」という。）とは、公益社団法人静岡県農業振興公社をいう。
  - ・この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 農地中間管理権の設定
- 1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の農地中間管理権は、この農用地利用集積等促進計画の認可公告により設定される。
- 1の各筆明細に定める機構による賃借権又は使用貸借権による権利の設定（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「耕作者」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について、当該農用地等を適正に利用していないと認められるときは、解除をすることができる。
- (2) 借賃の支払・徴収方法及び手数料
- ア 借賃の支払い方法
- 機構は、借賃を毎年12月20日（金融機関が休日の場合は、その翌日とする。）に、農地中間管理権の設定等を受けた日から1年分を、農地中間管理権を設定する者（以下「地権者」という。）の指定の預金口座に振り込むものとする。ただし、当該年度の10月以降に借り受けた場合には、翌年度の12月20日に支払うものとする。
- イ 借賃の徴収方法
- 機構は、借賃を毎年12月10日（金融機関が休日の場合は、その翌日とする。）に、機構が当該農地を借り受けた日から1年分の借賃（ただし、機構が当該農地を借り受けてから耕作者に貸し出すまでの期間は控除する）を耕作者から申出のあった預金口座から徴収するものとする。ただし、当該年度の10月以降に借り受けた農地を耕作者に貸し付けた場合は、翌年度の12月10日に徴収するものとする。
- ウ 手数料
- 機構は、手数料として借賃の1%とこれに係る消費税を地権者及び耕作者から徴収する。ただし、手数料の額が100円に満たない場合は、100円とこれに係る消費税とする。
- (3) 借賃の増減額の請求
- 地権者及び耕作者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の改定
- この農用地利用集積等促進計画を定めた後に、借賃を改定する必要が生じた場合は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条に基づき農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して機構、地権者、耕作者が協議して定める額に改定する。
- (5) 借賃の支払猶予
- 機構は、耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃を支払期限までに支払うことができない場合には、相当と認められる期間までその支払を猶予することができる。
- (6) 延滞金
- ア 耕作者は、1の各筆明細に定める借賃を期日までに支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする延滞金を支払わなければならない。
- イ 延滞金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、理事長が認めた場合にはこの限りでない。
- (7) 解約にあたっての相手方の同意
- 地権者及び耕作者は、1の各筆明細に定める農地中間管理権、賃借権等の設定期間の途中において解約しようとする場合には、機構及び相手方の同意を得るものとする。
- (8) 転貸又は譲渡
- 耕作者は、この農用地利用集積等促進計画により賃借権等の設定を受けた土地について、当該土地に係る権利を転貸若しくは譲渡をしてはならない。
- (9) 境界の明示
- 地権者は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (10) 負担の除去
- 地権者は、当該土地の引渡しの時期までに、原則として機構及び耕作者の賃借権等の行使を阻害する要因を除去するとともに、賃借権等の設定期間中においても、賃借権等の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (11) 修繕及び改良
- ア 地権者は、機構及び耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他地権者において修繕することができない場合で地権者の同意を得たときは、機構が修繕し又は耕作者に修繕させることができる。
- この場合において、機構又は耕作者が修繕の費用を支出したときは、地権者に対して、修繕に要した費用を請求することができる。
- イ 機構は、地権者の同意を得て当該土地の改良を行い又は耕作者に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、地権者の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、その他関係法令に従う。
- (12) 附属物等の取扱い
- ア 機構は、耕作者が行う附属物の取去等に対しては、その義務を負わないものとする。
- イ 機構は、植栽、伐採、客土その他土地の形質変更及び農用地等に既に設置されている又は新たに設置される附属物の取扱いについては、耕作者と地権者の双方が協議の上、書面により合意することを求めるものとする。

(様式15-5) 集積等促進計画

(13) 租税公課等の負担

- ア 地権者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、耕作者が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、耕作者が負担する。

(14) 賃貸借又は使用貸借の解除

機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条又は第21条に該当するときは、知事の承認を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(15) 農地中間管理権、賃借権等の消滅

天災地変その他、機構、地権者及び耕作者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された農地中間管理権、賃借権等は消滅する。

(16) 目的物の返還

賃借権等の存続期間が満了したときは、耕作者は、その満了の日から30日以内に、地権者に対して、当該土地を原状に回復して返還する。（附属物等の取扱いについては（12）による。）ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、耕作者は、原状回復の義務を負わない。また、機構は、いかなる場合も原状回復の義務を負わないものとする。

(17) 農地中間管理権、賃借権等に関する事項の変更の禁止

機構、地権者及び耕作者は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される農地中間管理権、賃借権等に関する事項は変更しないものとする。ただし、地権者、耕作者、市町及び機構が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(18) 賃借権等取得者の責務

耕作者は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(19) 機構関連事業の実施

機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。なお、県が事業を実施する際には、あらかじめ説明会等が開催される。

(20) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積等促進計画に疑義が生じたときは、機構、地権者、耕作者及び市町が協議して定める。